

議案第 4 1 号

志摩市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

志摩市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 2 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

志摩市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 16 年志摩市条例
第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 一般社団法人 志摩市観光協会

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(志摩市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

2 志摩市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成 16 年志摩市条例第
38 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(4) 一般社団法人 志摩市観光協会